

管理番号 No.

重要事項説明書

(訪問看護)

利用者様

事業者：リハ特化型訪問看護ステーションさんぽ 武蔵小杉

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	リハ特化型訪問看護ステーションさんぽ 武蔵小杉
所在地	川崎市中原区木月2丁目10-5 A FLAT OSHIYAMA
連絡先	TEL044-328-5602 FAX044-328-5603
管理者	鎌田 希世子
サービス種類	訪問看護、介護予防訪問看護
介護保険指定番号	1465290192 号
サービス提供地域	中原区、高津区、幸区、宮前区、横浜市(鶴見区、港北区の一部)

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	9:00 ~ 18:00
定休日	土曜日、日曜日、年末年始

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名	0名	1名
看護師	正看護師	3名	2名	5名
理学療法士	理学療法士	4名	1名	5名
作業療法士	作業療法士	2名	0名	2名
言語聴覚士	言語聴覚士	0名	0名	0名
事務員	医療事務	0名	2名	2名
		合計		14名

(4) ディスクローチャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 044-328-5602

担当部署 : 訪問看護部門

担当者 : 阿部 圭一郎

受付時間 : 9:00 ~ 18:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 介護保険利用料金（要介護認定の場合）

○看護師が行う訪問看護

対象に○	サービス内容 1回あたりの所要時間	基本利用料(円)	利用者負担割合(円)		
			基本利用料 の1割	基本利用料 の2割	基本利用料 の3割
	20分未満	3491	349	698	1047
	30分未満	5237	523	1047	1571
	30分以上1時間未満	9151	915	1830	2745
	1時間以上1時間30分未満	12543	1254	2508	3762

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護

対象に○	サービス内容 1回あたりの所要時間	基本利用料(円)	利用者負担割合(円)		
			基本利用料 の1割	基本利用料 の2割	基本利用料 の3割
	20分	3269	326	653	980

※1日に40分を超えて実施する場合、90/100を金額にかけることとする。

※療法士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は、特定の加算をしない場合1回につき8単位を減算することとする。

○サービスの加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

対象に○	種類	要件	金額(円)			
			基本利用料	基本利用料 の1割	基本利用料 の2割	基本利用料 の3割
	夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)または早朝(6時～8時)にサービスを提供する場合	上記基本利用料+25/100			
	深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料+50/100			
	初回加算(I)	病院、診療所などから退院した日に看護師が、新たに訪問看護計画書を作成した場合	3892	389	778	1167
	初回加算(II)	過去2か月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合	3336	333	667	1000

	特別管理加算	特別な管理※を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	2780 または 5560	278 または 556	556 または 1112	834 または 1668
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	利用者又はその家族からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、業務管理等の体制の整備ができていないこと(1月につき)	6672	667	1334	2001
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	利用者又はその家族からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整えていること(1月につき)	6382	638	1276	1914
	複数名訪問加算(Ⅰ)	2人の看護師が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2824	282	564	847
		2人の看護師が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4470	447	894	1341
	複数名訪問加算(Ⅱ)	1人の看護師と1人の看護補助者が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2235	223	447	670
		1人の看護師と1人の看護補助者が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3525	352	705	1057
	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3336	333	667	1000
	退院時共同指導加算	退院するに当たり、訪問看護師がその入院施設の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	6672	667	1334	2001
	看護・介護職員連携強化加算	看護職員が訪問介護員等に、たんの吸引等の業務や緊急時の対応について助言した場合(1月につき)	2780	278	556	834
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	看護師のうち勤続7年以上の者が一人以上いる場合(訪問1回につき)	66	6	13	19

	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	看護師のうち勤続 3 年以上の者が一人以上いる場合（訪問 1 回につき）	33	3	6	9
	訪問看護体制強化加算（Ⅰ）	実ご利用者様のうち、緊急時訪問看護加算を算定している者が 50%以上かつターミナルケア加算を 5 名以上算定している場合（1 月につき）	6116	611	1223	1834
	訪問看護体制強化加算（Ⅱ）	実ご利用者様のうち、緊急時訪問看護加算を算定している者が 30%以上かつターミナルケア加算を 1 名以上算定している場合（1 月につき）	2224	222	444	667
	ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	27800	2780	5560	8340
	口腔連携強化加算	口腔の評価を看護師が実施した利用者の同意を得て歯科医療機関とケアマネジャーに口腔の評価結果の情報を提供した場合（1 月につき）	556	55	111	166
	処遇改善加算（訪問看護）	介護現場における人材確保を推し進めるための、処遇改善のための加算。月一回、利用料に対して決められた割合で加算	報酬額の 1.8%/月	利用料の 1.8%/月		

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに 1 時間 30 分以上になる場合、1 回につき 300 単位を所定単位数に加算する。

※保険外利用の場合の取り扱いについて

原則として介護基準限度額を超える場合、介護保険適応外となり、介護サービス利用料は全額自己負担となります。またやむを得ず介護保険外での利用があった場合については、利用があったサービス分を介護保険下でのサービス料金に準じた料金として、別途請求いたします。料金については、公的サービスの料金に準じますので、あらかじめご了承ください。

<1 ヶ月の利用料の目安>

基本利用料 _____ 円 × 週 _____ 回 × 4 週分
 + 加算料金 _____ 円 = 利用料金合計 _____ 円

※ 1、地域区分別 1 単位の単価（川崎市 2 級地）11.12 円（2026 年 6 月 1 日現在）

利用料金

(2) 介護保険利用料金（要支援認定の場合）

○看護師が行う介護予防訪問看護

対象に○	サービス内容 1回あたりの所要時間	基本利用料(円)	利用者負担割合(円)		
			基本利用料 の1割	基本利用料 の2割	基本利用料 の3割
	20分未満	3369	336	673	1010
	20分以上30分未満	5015	501	1003	1504
	30分以上1時間未満	8829	882	1765	2648
	1時間以上1時間30分未満	12120	1212	2424	3636

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う介護予防訪問看護

対象に○	サービス内容 1回あたりの所要時間	基本利用料(円)	利用者負担割合(円)		
			基本利用料 の1割	基本利用料 の2割	基本利用料 の3割
	20分	3158※	315	631	947

※1日に2回を超えて算定する場合は、50/100。また利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行なった場合は1回につき5単位減算。

○サービスの加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

対象に○	種類	要件	金額(円)			
			基本利用料	基本利用料 の1割	基本利用料 の2割	基本利用料 の3割
	夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)または早朝(6時～8時)にサービスを提供する場合	上記基本利用料+25/100			
	深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料+50/100			
	初回加算(Ⅰ)	病院、診療所などから退院した日に看護師が、新たに訪問看護計画書を作成した場合	3892	389	778	1167
	初回加算(Ⅱ)	過去2か月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合	3336	333	667	1000

	特別管理加算	特別な管理※を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	2780 または 5560	278 または 556	556 または 1112	834 または 1668
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	利用者又はその家族からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、業務管理等の体制の整備ができてること(1月につき)	6672	667	1334	2001
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	利用者又はその家族からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整えていること(1月につき)	6382	638	1276	1914
	複数名訪問加算(Ⅰ)	2人の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2824	282	564	847
		2人の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4470	447	894	1341
	複数名訪問加算(Ⅱ)	1人の看護師と1人のが同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2235	223	447	670
		1人の看護師と1人の看護補助者が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3523	352	705	1057
	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3336	333	667	1000
	退院時共同指導加算	退院するに当たり、訪問看護師がその入院施設の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	6672	667	1334	2001
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	看護師のうち勤続年数7年以上の者が1人以上いる場合(訪問1回につき)	66	6	13	19
	サービス提供体制加算(Ⅱ)	看護師のうち勤続年数3年以上の者が1人以上いる場合(訪問1回につき)	33	3	6	9

	看護体制強化 加算	在宅における中重度の 要介護者の対応の一定 割合を満たす場合(1 月 につき)	1112	111	222	333
	処遇改善加算(訪問 看護)	介護現場における人材 確保を推し進めるため の、処遇改善のための加 算。月一回、利用料に対 して決められた割合で 加算	報酬額の 1.8%/月	利用料の 1.8%/月		

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに 1 時間 30 分以上になる場合、1 回につき 300 単位を所定単位数に加算する。

※保険外利用の場合の取り扱いについて

原則として介護基準限度額を超える場合、介護保険適応外となり、介護サービス利用料は全額自己負担となります。またやむを得ず介護保険外での利用があった場合については、利用があったサービス分を介護保険下でのサービス料金に準じた料金として、別途請求いたします。料金については、公的サービスの料金に準じますので、あらかじめご了承ください。

<1 ヶ月の利用料の目安>

基本利用料_____円 × 週_____回 × 4 週分
 + 加算料金_____円 = 利用料金合計_____円

※ 1、地域区分別 1 単位の単価（川崎市 2 級地）11.12 円(20126 年 6 月 1 日現在)

(注)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせいたします。

利用料金

(3) 医療保険利用料金

(基本療養費＋管理療養費＋加算分) × 負担割合となります。法令により、利用料の 10 円未満は四捨五入となります。尚、特殊受給者証などお持ちの方は各自自治体により自己負担額が変わります。

項目	条件		算定料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護 基本療養費 (I)	看護師、保健師、 助産師の場合	週 3 日目まで	5550	555	1110	1665
		週 4 日目以降	6550	655	1310	1965
	准看護師の場合	週 3 日目まで	5050	505	1010	1515
		週 4 日目以降	6050	605	1210	1815
	理学療法士、作業療法士、言語聴 覚士の場合		5550	555	1110	1665
訪問看護 管理療養費	月の初日訪問の 場合(1 月につき)	機能強化型訪 問看護管理療 養費 1	13230	1320	2646	3969
		機能強化型訪 問看護管理療 養費 2	10030	1003	2006	3009
		機能強化型訪 問看護管理療 養費 3	8700	870	1740	2610
		1～3 以外	7670	767	1534	2301
	月の 2 日目以降の 訪問の場合	訪問看護管理 料 1	3000	300	600	900
		訪問看護管理 料 2	2500	250	500	750
訪問看護 ターミナ ルケア療 養費	訪問看護ターミナルケア療養費 1		25000	2500	5000	7500
	訪問看護ターミナルケア療養費 2		10000	1000	2000	3000
訪問看護 情報提供 療養費	訪問看護情報提供療養費 1		1500	150	300	450
	訪問看護情報提供療養費 2		1500	150	300	450
	訪問看護情報提供療養費 3		1500	150	300	450
加算項目	条件		算定料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
難病等複数 回訪問加算	1 日 2 回	同一建物 2 人 以下	4500	450	900	1350
		同一建物 3 人 以上	4000	400	800	1200
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人 以下	8000	800	1600	2400
		同一建物 3 人 以上	7200	720	1440	2160

緊急訪問看護加算	月 14 日目まで		2650	265	530	795
	月 15 日目以降		2000	200	400	600
乳幼児加算 (6 歳未満)	厚生労働大臣が定めるもの		1800	180	360	540
	上記以外の場合		1300	130	260	390
長時間訪問看護加算			5200	520	1040	1560
夜間早朝訪問看護加算			2100	210	420	630
深夜訪問看護加算			4200	420	840	1260
複数名 訪問看護 加算	看護師、保健 師、助産師、理 学療法士、作業 療法士、言語聴 覚士と同行	同一建物 2 人以上	4500	450	900	1350
		同一建物 3 人以上	4000	400	800	1200
	准看護師と同 行	同一建物 2 人以上	3800	380	760	1140
		同一建物 3 人以上	3400	340	680	1020
	その他職員と 同行	同一建物 2 人以上	3000	300	600	900
		同一建物 3 人以上	2700	270	540	810
	その他職員と 同行 (厚生労働 大臣が定める 場合) 1 日 1 回	同一建物 2 人以上	3000	300	600	900
		同一建物 3 人以上	2700	270	540	810
	その他職員と 同行 (厚生労働 大臣が定める 場合) 1 日 2 回	同一建物 2 人以上	6000	600	1200	1800
		同一建物 3 人以上	5400	540	1080	1620
	その他職員と 同行 (厚生労働 大臣が定める 場合) 1 日 3 回以上	同一建物 2 人以上	10000	1000	2000	3000
		同一建物 3 人以上	9000	900	1800	2700
24 時間 対応体制 加算	看護業務の負担軽減の取り組みを行 っている場合		6800	680	1360	2040
	上記以外の場合		6520	652	1304	1956
特別管理 加算	重症度等の高い利用者の場合		5000	500	1000	1500
	上記以外の場合		2500	250	500	750
退院支援 指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問 の場合		8400	840	1680	2520
	上記以外の場合		6000	600	1200	1800

専門管理 加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2500	250	500	750
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2500	250	500	750
在宅患者連携指導加算		3000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月 2 回まで）		2000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算		2500	250	500	750
退院時共同指導加算		8000	800	1600	2400
特別管理指導加算		2000	200	400	600
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50	5	10	15
遠隔死亡診断補助加算		1500	150	300	450
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1830	183	366	549
訪問看護物価対応料 1	イ 月の初日の訪問の場合 (1 日につき)	60	6	12	18
	ロ 月の 2 日目以降の訪問 の場合 (1 日につき)	20	2	4	6
訪問看護医療情報連携加算		1000	100	200	300
訪問看護遠隔診療補助料		2650	265	530	795

単位：円

項目	条件		算定料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
精神科 訪問看護 基本療養費 (Ⅰ)	看護師、保健師、 助産師の場合	週 3 日目まで	5550	555	1110	1665
		週 4 日目以降	6550	655	1310	1965
	准看護師の場合	週 3 日目まで	5050	505	1010	1515
		週 4 日目以降	6050	605	1210	1815
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合		5550	555	1110	1665
精神科 訪問看護 管理療養費	月の初日訪問の 場合(1 月につき)	機能強化型訪問看護管理療養費 1	13230	1320	2646	3969
		機能強化型訪問看護管理療養費 2	10030	1003	2006	3009
		機能強化型訪問看護管理療養費 3	8700	870	1740	2610
		1～3 以外	7670	767	1534	2301
	月の 2 日目以降の 訪問の場合	訪問看護管理療養費 1	3000	300	600	900
		訪問看護管理療養費 2	2500	250	500	750

訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費 1	25000	2500	5000	7500
	訪問看護ターミナルケア療養費 2	10000	1000	2000	3000
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費 1	1500	150	300	450
	訪問看護情報提供療養費 2	1500	150	300	450
	訪問看護情報提供療養費 3	1500	150	300	450

加算項目	条件			算定料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
精神科複数 回訪問加算	1 日 2 回	同一建物 2 人 以下		4500	450	900	1350
		同一建物 3 人 以上		4000	400	800	1200
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人 以下		8000	800	1600	2400
		同一建物 3 人 以上		7200	720	1440	2160
精神科 緊急訪問看 護加算	月 14 日目まで			2650	265	530	795
	月 15 日目以降			2000	200	400	600
長時間訪問看護加算				5200	520	1040	1560
夜間早朝訪問看護加算				2100	210	420	630
深夜訪問看護加算				4200	420	840	1260
複数名 精神科 訪問看護加 算	看護 師、保 健師 作業 療法 士の 場合	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	4500	450	900	1350
			同一建物 3 人以上	4000	400	800	1200
		1 日 2 回	同一建物 2 人以下	9000	900	1800	2700
			同一建物 3 人以上	8100	810	1620	2430
		1 日 3 回 以上	同一建物 2 人以下	14500	1450	2900	4350
			同一建物 3 人以上	13000	1300	2600	3900
	准看 護師 の場 合	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	3800	380	760	1140
			同一建物 3 人以上	3400	340	680	1020
		1 日 2 回	同一建物 2 人以下	7600	760	1520	2280
			同一建物 3 人以上	6800	680	1360	2040
		1 日 3 回 以上	同一建物 2 人以下	12400	1240	2480	3720
			同一建物 3 人以上	11200	1120	2240	3360
	看護補助者 精神保健福祉 の場合	同一建物 2 人以上 同一建物 3 人以上		3000	300	600	900
				2700	270	540	810
24 時間 対応体制加 算	看護業務の負担軽減の 取り組みを行っている場合			6800	680	1360	2040
	上記以外の場合			6520	652	1304	1956

特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合	5000	500	1000	1500
	上記以外の場合	2500	250	500	750
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8400	840	1680	2520
	上記以外の場合	6000	600	1200	1800
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人口膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2500	250	500	750
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2500	250	500	750
在宅患者連携指導加算		3000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2000	200	400	600
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料 2 のイの利用者	8400	840	1680	2520
	精神科在宅患者支援管理料 2 のロの利用者	5800	580	1160	1740
看護・介護職員連携強化加算		2500	250	500	750
退院時共同指導加算		8000	800	1600	2400
特別管理指導加算		2000	200	400	600
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50	5	10	15
遠隔死亡診断補助加算		1500	150	300	450
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1830	183	366	549
訪問看護物価対応料 1	イ 月の初日の訪問の場合 (1 日につき)	60	6	12	18
	ロ 月の 2 日目以降の訪問 の場合 (1 日につき)	20	2	4	6
訪問看護医療情報連携加算		1000	100	200	300
訪問看護遠隔診療補助料		2650	265	530	795

単位：円

※特別管理加算（Ⅰ）

在宅悪性腫瘍等患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレを使用している状態・留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算（Ⅱ）

在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理

在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理

在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

真皮を越える褥瘡の状態・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

(注)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせいたします。

(4) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 100%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日までに請求しますので、20 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、口頭または文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行なった場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合には、契約を解除する場合があります。（例：叩く、蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な発言をする、叫ぶあるいは大声を出す。その他尊厳を脅かす行為）

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医 氏名	
	電話番号	
ご家族	氏名	(続柄：)
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	電話番号	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

【 会社概要 】

社 名 ロッツ株式会社
資本金 7 0 0 0 0 0 0 円
社員数 9 0 名（契約社員含む）
設 立 平成 2 3 年 8 月
所在地 岩手県大船渡市猪川町字前田 10-19
代表者 代表取締役社長 富山 泰庸

【 事業内容 】

薬局、訪問看護ステーション、通所介護事業、フィットネス事業、
温浴宿泊施設管理、訪問看護事業

【 事業者 】

住 所： 岩手県大船渡市猪川町字前田 1 0 - 1 9
社 名： ロッツ株式会社
代表者： 富山 泰庸 印

【 事業所 】

住 所： 神奈川県川崎市中原区木月 2 丁目 10-5 A FLAT OSHIYAMA
事業所名： リハ特化型訪問看護ステーションさんぽ 武蔵小杉
（指定番号 1465290192 ）

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【ご利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

署名代行理由：

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

この重要事項説明書は、令和 8 年 6 月 1 日より施行するものとする。